



中国の変貌と 大いなる機会

丸紅経済研究所
主席研究員

みかも てつ ひで
美 甘 哲 秀



1. 入世は「第三の開国」

1980年代以降、中国経済の快進撃が続いた背景には、対外開放政策の推進があった。このうち、次の二つの開放策が重要である。第1は、1978年10月、共産党中央委員会第3回全体会議において、改革開放路線の理論的な基盤が構築されたことである。ここでは、鄧小平が文化大革命や左傾路線の誤りを修正し、外資の受け入れを通じて経済再興を目指す決意を示した。第2は、92年10月、共産党大会において社会主義市場経済の建設を表明したことである。このころから、外資製品の国内販売を容認しはじめ、競争原理が本格的に導入されるようになった。

その流れからいえば、2001年12月のWTO正式加盟は「第三の開国」といってよいだろう。WTO加盟を中国語では「入世」と呼ぶが、中国が国際経済システムのなかに組み込まれ、まさに「世界に入る」ことを意味する。過去四半世紀にわたり推進してきた市場経済化の総仕上げとしての意味をもち、もはや計画経済への後戻りはないことをコミットしたといえる。

2. WTO加盟の衝撃

WTO加盟は、いわば、Chinese StandardとGlobal Standardとのギャップを埋める試みである。今後、中国はWTOの思想に基づいたルー

ルを制定し、人的関係を重視する人治主義から、法律が判断の根拠となる法治主義への転換を図る必要がある。また、政府の意思決定プロセスの透明性を高めることが求められる。さらに、関税引き下げや投資障壁の軽減といった対外開放策により、外国製品・サービスとの厳しい競争を迫られる。そうなれば、農業を中心とした脆弱な産業において、多くの失業者が発生する恐れもある。

開放経済への道は経済のみならず政治・社会など各方面に影響をもたらす。経済の近代化は中国社会において中間層（市民層）や富裕層を大量に創出する。2000年初め、江沢民は中国共産党を「三つの代表（先進的な生産力・先進的な文化・広範な人民）」と定義した。この「広範な人民」とは、労働者（プロレタリアート）の範疇に収まりきれない私営企業の経営者やIT関連のエンジニアなどを含む概念であり、党自身が国民の多様化を受け入れる考え方を示したものである。したがって、これまでのような単一社会とは違い、多種多様な層が形成され、非画一的な政治的要求が提示される可能性がある。この場合、共産党の一党独裁の指導を基盤とした政治体制がどのように対応していくか。中長期的に、複数政党制や参政権の要求といった形にまで発展するかどうかといった問題がある。

また、IT化を通じた海外情報の浸透、輸入増による海外ブランド品の普及、外国映画の上映、あるいは外資企業の雇用者増加などは、国民意

識が変化するきっかけになり得る。対外開放の推進と中国の伝統的スタイルの維持をいかに両立させるかも問題になろう。

そして、中国国内の変容にとどまらず、台湾・香港・ASEAN諸国を中心とするアジアにおける中国のプレゼンスにも変化を及ぼすと考えられる。

3 . WTO加盟の意義

90年代後半に入っても、中国は平均8%前後の成長を維持している。他の多くのアジア諸国がITブームの終焉による景気後退を経験しているなかで、相対的には高成長を維持している。しかし、経済のサービス化やIT化といった「質の成長」を遂げていくためには、中央統制的色彩の強い体制では限界がある。政府にしても、格差是正のための西部（内陸）開発、産業基盤構築のためのインフラ投資、急速な高齢化を目前にした社会保障負担増など膨大な規模の財政資金が見込まれる。こうしたなかで、国有企業への支援をいつまでも続けていくだけの余裕はない。また、構造転換を妨害する国内の既得権益層をいかに説得するかも大きな課題とされた。

そこで、WTOをテコと位置づけて、外圧をもって国内改革を断行し、一層の市場経済化を推進することが残された唯一の選択肢と判断したのであろう。民間の資金・活力・創意工夫を活用する体制への移行こそが、中国にとっての生き残り策ということである。こうした淘汰のプロセスのなかで生き残った企業は中国経済を牽引する競争力をもったexcellent companyに生まれ変わり、世界市場を席卷するチャンスは広がる。

WTO加盟は、中国に「大いなる挑戦」を強いると同時に、「大いなる機会」を提供するといえる。

4 . 日本企業への影響

日本企業にとっては、対中ビジネスの変化が関心事となるが、そのなかでは、中国市場へのアクセスが改善されることが重要である。ここでは詳細に立ち入らないが、第1に、関税については、鉱工業品が98年の16.6%（単純平均）から2010年には8.9%へ、また、農産物も98年の22.7%から15.7%へ引き下げられる。

第2に、国内産業保護のために、製造業に比べ開放が遅れていたサービス分野への投資が容易となる。これまで、投資を阻害していた「地理的制限」（進出先を一部の都市・地域に限定）、「外資出資制限」（外資比率に上限を設定）、「数量制限」（一都市・地域への進出企業数を制限）、「取引対象制限」（取扱商品や提供するサービスの内容を規制）が段階的に緩和・撤廃される。特に、流通・金融・電気通信など、近代化を進めていくうえでの要となる戦略産業については積極的な開放が予定されている。

第3に、貿易関連投資措置については、輸出入均衡（輸出額に見合った輸入品の購入）やローカルコンテンツ（国産品の使用義務）などを要求された場合はWTO違反となる。これにより、日系企業の経営の自由度は広がる。

5 . 対中戦略の変化

日中間の経済関係が深化したのは、90年代以降である。貿易額（輸出入合計。財務省の通関統計）でみると、80年代後半の200億ドル弱から、90年代半ばには600億ドル前後に拡大し、2001年には900億ドルに迫る勢いである。一方、対中投資（対外貿易経済合作部統計）は90年代後半になると年間30億ドル前後で安定している。

80年代では、日本企業は中国を素材（鉄鋼・化学品）・プラント・家電の輸出市場、あるいは、原油・食料品の輸入調達先と位置づけていた。この時期、貿易取引が中心であり、対中投資については、繊維を中心に小規模な工場が存在するにとどまっていた。

加工・組立拠点としての対中投資の重要性が高まったのは90年代以降である。投資が増加するなかで、日中間の貿易は投資に結びついた形で展開された。日本からは、生産に必要な原料・部品、設備機械を提供し、日本向けには半製品・製品を供給するルートが確立した。例えば、家電は、かつては日本の輸出品であったのが、中国からの輸入品へシフトしている。

ここ数年の間に、状況はさらに変化した。中国の技術力の向上から、アパレル用生地、化学品の原材料、機械部品・半製品などを中心に現地調達比率が上昇した。それにつれ、中国向け輸出は、高性能の電子部品やIT関連設備機器が増加するなど高付加価値化が進んでいる。一方、現地生産された製品の販売ルートも日本向けに加え、中国国内市場向けが増加している。

WTO加盟後、現地で生産されたモノを中国市場に販売する動きは拡大しよう。関税の引き下げから現地生産に必要な部品・設備機械の価格が低下し、国内製品価格を引き下げる余地が生まれるためである。また、日系企業は流通分野に参入することが可能となるため、独自の国内販売ルートを構築することができる。おおまかにいえば、自動車産業でみられるように、日本からの輸出製品は高級化志向を強め、中国での現地生産品は汎用品を主とするといった棲み分けが形成されていく。

今後の新たな動きとしては、サービス分野における投資が促進される。例えば、日系の製造企業が金融機関・流通企業と連携を深めることにより、中国市場を舞台としたビジネスチャン

スが広がる可能性がある。

中長期的な視点に立てば、中国を組立・加工拠点ばかりでなく、エチレンセンターなど装置産業の生産基地としても位置づけることもできる。また、家電や二輪車など低価格・高品質を武器とした品目が、中国ブランド製品として日本市場に浸透する可能性すらあるとみられる。

6 . WTOルールの遵守

WTO加盟の最大の課題は、WTOルールの制定・遵守である。

中国には、全国人民代表大会（国家の立法機関）が定める「法律」が約400本、国務院（行政機関）や地方人民代表大会（地方議会）が定める「法規」が約9,000本、国務院の各部（省）や地方政府が定める「規定」が3万本あるといわれる。

現状、WTOルールに基づく法・規則を新たに制定、あるいは、WTOに整合しないものを修正・廃止するなど法体系の整備を推し進めている。その点は大いに評価されるべきであるが、注目されることは法律の解釈・運用である。

法解釈の面では、中央と地方政府の解釈が異なり、日系企業の活動に支障がでるケースがしばしば見受けられた。これがどのように是正されるかが注目点である。

運用面でいえば、中国政府が握る「許認可権」が対中進出の障壁になりやすい。例えば、人民元業務が対外開放されても、すべての外銀が許可されるわけではなく、業務を始めるための認可申請が別途必要となる。しかし、認可の基準が不透明であり、銀行の選別が政治的な観点から恣意的に決定されるとすれば、対外開放の実効性は小さくならざるを得ない。

また、「知的所有権」の問題がある。中国では、二輪車やコンピューターソフトを中心にコ

ピー品・偽ブランド品が横行している。確かに、知的所有権関連（特許権・商標権・著作権）の法律は存在するが、違反に対する取り締まりという面では抜け道が多く、罰則も徹底されておらず、当局の対応は厳格さを欠くことが多い。

中国が法治国家として機能するためには、整合性のとれた法律の整備に加え、法の遵守が適切に行われることが重要である。

7 . 今後の注意点

WTO加盟について、日本企業が注意すべき点を指摘しよう。

第1に、対外開放の進展はあくまで段階的であり、対外開放策が急ピッチに展開されるということではない。関税の引き下げや投資規制の撤廃についても、3～5年程度の時間をかけ、実行していくケースが多い。これは、一定の猶予期間を与えることは国内の混乱を回避するための現実的な対応である。

第2に、中国市場での競合はむしろ激化することである。中国が魅力的な市場となることは間違いないとしても、外資が享受できる市場アクセスの改善は日本のみならずWTO加盟国全てに恩恵が及ぶ。したがって、中国市場をめぐる競合は一層の激化が予想される。従来の取引に安住したままで創意工夫をこらさなければ、他企業に取って代わられる恐れがあることは十分に認識すべきであろう。

第3に、適切な中国企業のパートナー選びが成功の鍵を握ることである。特に、サービス分野への進出は、製造分野と比べパートナーの役

割がより重要になる。例えば、卸売分野の開放が実現しても、中国市場の地域性、値決め・製品引き渡し・決済に関する商慣行、販売先への与信など日本企業のみで対応するには限界があり、単独で中国市場の販売ルートを開拓することは容易なことではない。中国市場における経験や信用力を有するパートナーから得ることができるノウハウは大きな支援となる。

サービス分野では独資企業(外資比率100%)を認めない場合もあり、有力な中国企業の数も限られている。しかも、国内の競合が激化するなかで、中国企業は繁栄と退出の二極化傾向が強まるだけに、他企業に先駆けて優良パートナーを選別することが肝要である。

8 . 変貌する中国

WTOのルールはもともと欧米型の思想に基づくものであるため、「計画経済の思想に基づくChinese Way」は大きな変質を迫られる。中国政府や企業は新たな事態に直面し、当面の間、不慣れな対応になることが予想されるが、こうした試行錯誤のなかで近代化への道は開かれていく。

ここ数年の間、中国はすでにWTOを「黒船」に見立て、国有企業改革や行政改革などの構造改革を部分的に進めてきた。すでに、WTO加盟前からWTO加盟の実を享受しようとしている。今後、中国市場は着実に洗練され、市場経済化の歩みはピッチを速める。変貌する中国を眼前にして、これを「機会」に転化できるかどうかは日本企業の手腕と工夫にかかっている。 